

令和4年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時	令和5年2月16日(木) 午後2時から午後3時38分まで
開催場所	松戸市役所新館7階 大会議室 (一部オンラインにて実施)
出席委員	川越正平 委員(会長) ※オンライン出席
	久留善武 委員(副会長) ※オンライン出席
	滝本実 委員
	鈴木英男 委員
	手島宏明 委員
	鈴木麗子 委員 ※オンライン出席
	小泉裕史 委員 ※オンライン出席
	小松崎康文 委員 ※オンライン出席
	安西順子 委員 ※オンライン出席
	小川早苗 委員
	小野順子 委員 ※オンライン出席
	宮本哲男 委員
	中村朋恵 委員 ※オンライン出席
	原田信子 委員 ※オンライン出席
	丸田敬子 委員 ※オンライン出席
	市澤浩明 委員 ※オンライン出席

事務局出席者 (※一部オンライン出席)

福祉長寿部	楊井部長、田中審議監
高齢者支援課	長島課長、木村補佐
介護保険課	高橋課長、横山専門監、伊藤補佐、松崎補佐、 塩田主幹、蟹江主査、新里主査、須志原主査、 千代間主任主事
地域包括ケア推進課	川鍋課長、上原補佐、小野主幹、加藤主任主事、 大草主任主事、山本保健師
地域包括ケア推進課地域支援担当室	斎藤室長、加藤補佐

傍聴者 4名

令和4年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和5年2月16日（木）
午後2時00分～午後3時38分
場所：市役所7階大会議室

（会長）

それでは、第4回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。
まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。
本日の傍聴はありますか。

〇〇〇様他3名から、本日の会議を傍聴したいとのことあります。これを、
許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

続きまして、報告1 資料No.1「地域密着型サービス事業者等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課長補佐）

報告1、資料1「地域密着型サービス事業者等の状況について」につきましては、特にお伝えしたい点に絞ってご説明致します。

はじめに1ページから5ページ、令和4年11月末日現在の地域密着型サービスの利用状況となります。

1ページをお願い致します。令和4年度第2回運営協議会でご審議いただきました「グループホームあゆみ」が、令和4年9月1日の指定により追加され

ております。これにより、松戸市内のグループホームは 39 ヶ所、総定員は 662 名となりました。

続きまして 2 ページをお願い致します。令和 4 年 9 月 30 日付で「デイハウスユーカリ新松戸」が廃止となりましたことから、松戸市内の小規模多機能型居宅介護事業所数は 9 ヶ所となります。

なお、前回ご報告いたしました、デイハウスユーカリ新松戸は 3 月 1 日付でグループホームユーカリ新松戸式番館の 9 床増床分として運営される予定です。

続きまして 6 ページをお願い致します。9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間における運営指導につきましては、記載の通りとなります。4 番の地域密着型通所介護事業所につきましては、指導後、自主点検により指導事項に該当する介護報酬を返還済みです。

続きまして 7 ページをお願い致します。令和 4 年 11 月 1 日付で「大倉記念病院」の介護療養型病床が医療療養型病床に転換されており、市内の介護療養型医療施設は全て転換済みとなりましたので、今回の資料より介護療養型医療施設の欄は削除しております。以上、ご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。

(委員)

ただいまのご説明で、一番最後に、大倉記念病院が変更になったと言う事なんですけれども、変更になってこの一覧表からは全く除かれたということになるのでしょうか。大倉記念病院は、介護医療院に移るのかなと思っていたんですけれども、そうではないとしたらどういう形になるのかお聞かせいただければと思います。以上です。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

大倉記念病院につきましては、一覧表からは削除いたします。

その理由といたしましては、ご説明しました通り、介護療養病床という形で

したので、介護の施設ということで、一覧表に載せておりました。

今、委員からお話がありましたが、大倉記念病院さんについては、介護医療院への転換ではなく、医療療養病床への転換を選択されましたので、今後は 1 医療機関として、運営をされていくということですので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

(委員)

引き続きよろしいでしょうか。

医療療養病床に転換ということは、中に要介護の方々がかなり数多く、ほとんど全員ぐらいの状況だというふうに一度行ったことがあって感じたわけですが、そこは要介護者が入っているということについては変わらないということでしょうか。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

全員が医療療養病床に移ったというふうには聞いておりませんで、それぞれの方の負担の状況ですとか、或いは医療の度合いですとか、そういったことで、多くの方は大倉記念病院さんに残ったというふうには、病院さんから聞いておりますけれども、お客様によっては他に移ったというふうにも伺っております。以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

そのほかいかがでしょうか。

(委員)

質問事項一覧の 1 ページ目です。一行目に、私が質問させていただいた、表で言うとページ 2、3、小規模多機能、それから看護小規模多機能の表がありますけれども、空いている部屋ですね、その数字で見ると、前回の資料に対して、小規模多機能は 39 減って、空いている部屋が減っているということは改善され

ているということです。看護小規模多機能は 8 減っているのですが、減っているのはもちろん良くてですね、先日の松戸市の広報、介護特集のような形でもって、呼びかけていますかね、紹介がありまして、その効果もあったのかなというふうに一応思っております。

ただし、看護小規模多機能について、8 減ったと言っても、まだまだ 51 室余りがあるということで、ここについて、やはりもっと力を入れて、ぜひいろいろ介護を必要とされる方々を呼び込むという表現はおかしいんですけども、利用されるような手だてを打って欲しいなど、引き続き考えております。

それで、実はもう最近ですね、新しい介護施設を公募しまして、1 ヶ所応募がありました。これが看護小規模多機能ということになりますが、今現在、50 いくつも空きがあるというところに、もう 1 ヶ所、20 ぐらいの規模なのだろうと思いますけども、新しくできるということは、いうなれば、なお余ることが懸念されますので、この分野については、今まで以上により一層ですね、具体的には、ケアマネさんたちに働きかけるといったようなことが必要なのではないかというふうに思いますので、介護保険課さんのこれからの考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

まず、定員と登録者数のところですが、空きというふうに私たちは考えておりません。もともと登録者数ですので、お部屋を使うというよりは、デイサービスも含めた登録者数というふうになりますので、空いているというふうにまず考えていないという状況がございます。

それで、今後ということについてですが、今、周知のお話ございましたけれども、もちろん周知は引き続き続けて参ります。

今広報まつどのお話もご紹介いただきましたが、広報まつどにも掲載させていただいておりますように、今現在例えば松戸市の協働事業ということで、県立松戸向陽高校の生徒さんと一緒に動画を作って YouTube 配信などして、小多機・看多機の紹介動画というのを作ったりもしております。そういうことも含めまして、幅広く周知は図って参ります。

今後につきましては、今現在、次期計画の策定の準備に入っておりますので、そういった中で、再来年度以降どうしていくかといったようなことを、また皆

様にお見せする機会があるかと思えます。以上です。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございました。

(会長)

今ご説明がありましたように、空きというよりは、登録余力があるという言い方もできるかもしれませんが、冷静に数字を見ますと、特に看護小規模多機能は、松戸市は全国有数の整備状況ですので、それでも力を入れているところですよ。

それでは質問させていただいたことについて、少しだけ追加でお尋ねしたいんですけども、質問事項の一覧の 3 番目に、お尋ねさせていただいた、定期巡回随時対応型の随時対応の実績っていうのを集めると、未来にこの分野をどうやって伸ばしていくかの参考になるのではないかと、という意図でお尋ねをさせていただきました。ご回答いただいた内容を見ますと、例えば排泄の失敗で随時対応をした、転倒したということで随時対応をしたということがわかりました。

一方で、排泄の介助 1 件となっているんですけど、これはもしかしたら定期巡回のことじゃないのかなっていう気はしました。それから、排泄の失敗にせよ、転倒にせよ、分かれば教えて欲しいんですけど、これはご本人が連絡できたのですかね。そのような場面というのか使い方というのか、本当は転倒しないのが一番いいに決まっているわけなんですけれども、どのようにこの定期巡回随時対応型というのを、どんな人が一番適用があって、どんなふうに使っていると在宅限界点が高まるのかなっていう事例蓄積といいますか、そういうことをできるだけ具体的にお示ししていただくことによって、利用者さん、ケアマネジャーさんがこんな人にはぜひこのサービスを使おうとってだんだん事業者が育成されていく、活用が広がっていくとなるといいなと思ってお尋ねしています。事務局よろしく願いいたします。

(介護保険課長)

はい。まず、ご質問の、この排泄介助のタイミングというか、きっかけとい

うか、そういったところまでは、大変申し訳ございませんが聞き取りはしておりませんので、これ以上のことは、現在把握しておりません。

ただ、今お話がありましたように、定期巡回の使い方というところでは、やはりどういうタイミングでどういうふうに動くかというのは、ケアマネジャーさん含めて参考にはなると思っていますので、今後、少し深掘りが必要かなというふうには思っております。

ただ、もう一方で、今回調べていて少しまた引っかかってきてしまいましたのは、これまでもこの介護保険運営協議会でお話があった中で、今あえて会長が番号下の方を指摘してくださってますけれども、いくつかの定期巡回さんについては、サ高住併設型になっているので、そもそも論、地域への展開が難しいといえますか、その経営のことも含めて、いろんな課題があるというところに加えて、例えば6番の事業者さんは、サ高住併設ではないんですけども、その関連の法人さんがやっているサ高住3ヶ所に行っているというような事例も見えましたので、そういったことでは本当の意味で、地域で定期巡回をうまく使うにはどうしたらいいかというのは、かなり成功ケースが今少ないのかなと思いますので、また改めて確認をしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。今お話いただいた内容は、確かに現状がそうなっているということだろうと思っております。

それから、事業者の立場で考えますと、やはり経営の安定化という意味で、そのようなスタイルでスタートするというのも、十分理解可能なことだとも思います。

しかしながら、そうやって一定の経営基盤を整えていただいたり、事業をもう少し面で展開するという、二段階目に入っていき、そのための支援だったりノウハウ蓄積だったり、そんなことを松戸市としても支援していただければありがたいです。今後検討していただければと思います。

その他いかがでしょうか。

(委員)

質問事項1 ページの一番最後、ナンバー5 に該当しますが、資料で言いますと6 ページ、運営指導という項目なんですけれども。

そのナンバー5 のところで、事業所としての勤務体制が定められていないことを確認したというふうにあります、勤務体制が定められていないってど

うということなのではないかという質問をしたんですが、回答としまして、4行目ですね、同法人が運営する他事業所との勤務状況を、兼務状況を区別せず、勤務実績を作成していたという趣旨だそうで、それはわかりますけども、逆に言いますと、兼務した状況とか他のところでしていた仕事も含めて、勤務表が実績として作成されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

はい。実際にその他事業所の勤務実績そのものを確認しておりませんが、そういうふうに考えております。

(委員)

ということはですね、引き続きよろしいでしょうか。

(会長)

はい、お願いします。

(委員)

ということは、一つの事業所で勤務した実績の中に、他事業所で働いた勤務実績が裁かっているというのは、それはちょっと有り得ないんじゃないかと思うのですが。同一人としたら同じなんですけどね。事業所として、その事業所の分の勤務実績を報告するのが普通のことだと思うんですけど、そこはどうかなのではないでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

もう少しこれを具体的に書けばよろしかったかもしれないのですが、介護保険施設じゃない事業者さん、つまりサ高住と介護事業者さんっていうところの兼務状況になりますので、そういった意味では、それ以上の問題は今のところないというふうに考えています。

(委員)

ということは介護業務に引き続き携わっていたということなのでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

その過去の時は、微妙な状況があったところで今回、今後の明確な部分ということで人員体制を定めるというところで改善されたというふうに確認しておりますので、もしかしたらその瞬間最大風速ではありませんけれども、その一時的な部分では何かが起こっていた可能性はあります。以上です。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(会長)

ご指摘ありがとうございました。松戸市の所管ではない介護事業の部分には確認する権限がないという、平たく言うとそういうことでしょうか。確かに確認できると丁寧ではありますね。にわかにはできないということでしょうか。

ではその他いかがでしょうか。

(委員)

今の話ですね、市の権限と、あと県の権限。そこは市の権限だから、サ高住は県だから、そこはノータッチですと、そういうあれですかね。

そうするとね、もう一つ問題は、そもそもサ高住の人員の基準を都道府県で定めているじゃないですか、それは合致するんですか。兼務っていうのはあんまりあり得ないかなと感じたものですから。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

こちらの事業者さんは、サ高住併設で、このサ高住については、いわゆる住

宅型有料老人ホームの定義に合致する方になります。

つまり、介護保険とは、そういう意味では全く関係がないということになります。あえてどこが指定権限を持っているかといえば、サ高住そのものはちょっと微妙な立場でありますけれども、住宅型有料老人ホームは千葉県が認可するという形になります。

かたや定期巡回の方は私どもなので、そちらの人員配置については私どもが見る権限が当然ございますのでそれは見ます。ただ、職員の方がサ高住でどんな勤務形態だったかというのを詳細に見る権限は残念ながら今持ち合わせておりませんので、例えば仮にこれが、あくまで仮ですけれども、虐待案件のようになるケースであるならば、県と合同で何か入るといったようなことはあり得るかもしれませんが、特段その勤務表上の何か問題ということであれば、そこまで深掘りは現時点ではいたしません。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。過去この介護保険運営協議会で検討した事業所の案件で、労働基準法に違反していたという事案がございました。確かに介護保険の所管という範囲の話とまた違う次元の問題が存在している場合もあるかもしれませんが、ちょっと今にわかに答えが出ませんが、県と適切な連携を図るなどして、よりよい介護が確保されるということもご検討いただければと思います。

(委員)

今のお答えの中で、それはそうだと思います。

ただ、こういうコロナ禍の中で、ホーム側の一番の問題点は、介護する職員の数の問題、それからコロナにかかった場合のいろんな対応の仕方ってところまで、ここはもう権限云々っていうんじゃないくて、そういう県の場合はこういうことで、こういう政策を打ち出して、市の部門と対応しているっていうふうなところまでね、お願いしているって言わないと。ただできた数字を見ると、きちんとやっているとは思いますが、全然関係ない人を見たときには、ちょっと数字的に合わないんじゃないかって言われる部分ってすごくあるんですよ。

市側としていろいろ対応策をやって、きちんと対応をしてくれってお願いはしたとしても、出てきた数字がそういうことになっちゃうと、なかなか県との関係もあるとは思いますが、難しいんじゃないでしょうかね。

ですから、今ホームとして介護職が例えば 100 人必要だと仮定したとしても、職員さんだってコロナにかかっている場合だってあり得るわけですから、その数字が少なくなってくる。それをどういうふうな形で対応したっていう部分は、そのサ高住の職員さんをそこに持ってきたっていうことであれば、それはそれでいいと思うんですよ。

ただ、よくわからないんですけど、法律に違反するんだったらそれは別ですけども、こういう緊急事態の時に 100%のあるべき姿を維持するってことは非常に難しい部分があるので、ある程度ぐちゃぐちゃにするっていうんじゃなくて、それは県なり相手のサ高住との協議を行うなどしてね、ちゃんとした数字をもって対応できるような形に持っていただければよかったのかなっていう感じはするんですよ。

だから、その数字の中で括弧サ高住派遣でもいいですし、すごく職員さんが今厳しい状態にあるわけですから、100%足りているとは思っていないし、市でも問題だろうし、県でも問題だと思うんですよ。

だからその辺の対応をもうちょっと話し合いをして、ある程度できるものがあるならば、話し合いを行って十分な対応できる数字を出したっていう形でもってくれれば、それでいいかなと思うんですけどね。県の権限だから市の権限だからという言葉を出して欲しくないと思いました。

(会長)

ありがとうございました。たくさんのご議論いただきましたけれども、この指導監査の部分において、松戸市の権限を超える部分について、兼務する場合にどのように確認をするのかっていうことは、この今回のご意見いただいたものを踏まえて、千葉県ともよく協議をして、松戸市の今後のやり方というのを改めてご検討いただければと思います。

それから今お話の中にありました、コロナ禍で特に欠けてしまった、そんなことももちろんあったかと思いますが、これはまた緊急事態だったり特例があったり、いろいろ複雑だったかとは思いますが、それはそれでまた別件として整理をして、もちろんまた未来にそんなことも起こりうると思いますので、そのような場合にどのように処理をするのかは、国の何かが示されたりすることもあるかもしれませんが、松戸市として何をするべきなのかっていうこ

ともご検討いただければと思います。

(会長)

他にご意見等ございますか。

無いようでしたら、報告 1「地域密着型サービス事業者等の状況について」の質疑を終わります。

続きまして、議題 1 資料No.2「地域密着型サービス事業者等の指定等について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課長補佐)

議題 1、資料 2「地域密着型サービス事業者等の指定等について」ご説明致します。

今回ご審議頂く対象についてご説明致します。

1 ページをお願い致します。新規指定といたしまして、地域密着型通所介護 2 件、小規模多機能型居宅介護 1 件、指定更新と致しまして地域密着型通所介護 1 件、認知症対応型共同生活介護 1 件でございます。

2 ページをお願い致します。報告事項でございます。まず、地域密着型サービスにつきましては、宿泊サービスを伴わない地域密着型通所介護の指定更新を 2 件、居宅介護支援の新規指定を 2 件、指定更新を 1 件行いました。

更新に先立ち実施した指導におきましては、問題ないものと判断し、指定更新をさせていただいております。

続きまして、資料の 3 ページをお願い致します。本日もご審議いただく事業所のうち、地域密着型通所介護の『ご長寿くらぶ松戸八ヶ崎デイサービスセンター』につきましては、「株式会社アーバンアーキテック」が「株式会社創生事業団」に吸収分割されることを受け、新規指定を行うものでございます。詳細につきましては、後程 4 ページから 6 ページをご確認いただきます。

また、地域密着型通所介護の『デイサービスまばし』につきましては、「有限会社カッタ」より「合同会社ライスカケアサポート」に対し事業譲渡を行うことを受け、新規指定を行うものでございます。こちらの詳細につきましては、後程 7 ページから 9 ページをご確認いただきます。

それではご審議頂く詳細につきまして、はじめに 4 ページをお願い致します。地域密着型通所介護、名称は『ご長寿くらぶ松戸八ヶ崎デイサービスセンター』、運営法人は「株式会社創生事業団」、所在地他は、記載のとおりでござ

います。吸収分割後も介護職員等や提供されるサービスに変更はなく、事前の運営指導においても問題ないことを確認しております。新規指定に係る申請書類の確認も済んでおりますので、来る4月1日に指定の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして7ページをお願い致します。地域密着型通所介護、名称は『デイサービスまばし』、運営法人は「合同会社ライスカケアサポート」、所在地他は、記載のとおりでございます。こちらも、事業譲渡後も介護職員等や提供されるサービスに変更がないことを確認しております。新規指定に係る申請書類の確認も済んでおり、来る4月1日に指定の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして10ページをお願い致します。小規模多機能型居宅介護、名称は『ウェルズ・クリア・リビング』、運営法人は「一般社団法人ウェルフェア」、所在地他は記載のとおりでございます。新規指定に係る申請書類や、事前に事業所設備の確認も済んでおり、来る3月1日に指定の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして13ページをお願い致します。地域密着型通所介護、名称は『デイサービス「だんらの家」松飛台』、運営法人は「株式会社ビーアイ」、所在地他は記載のとおりでございます。事前の運営指導においても問題ないことを確認しており、指定更新に係る申請書類の確認も済んでおりますので、来る4月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして16ページをお願い致します。認知症対応型共同生活介護、名称は『グループホーム ガーデンコート常盤平』、運営法人は「株式会社ヘルシーサービス」、所在地他は記載のとおりでございます。事前の運営指導においても問題ないことを確認しており、指定更新に係る申請書類の確認も済んでおりますので、来る4月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上5件についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

吸収分割の意味がわかりませんが1件、それから譲渡というのが1件。事業譲渡するっていうことは、これは早い話売るといふことと考えてよろしいでし

ようか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

事業譲渡ですので、そのままお金が入るケースと入らないケースがございますけれども、経営母体そのものが全部引き受ける場合もありますけれども、金銭的な動きまでは確認をしておりますので、売るかどうかは、すみません。把握しております。

(委員)

吸収なり譲渡なりがあった時に、一番大事なことは、現在利用している方々、或いは入居している方々が、場合によっては、被害をこうむる、被害というのは大げさですけども、どこかに移らなくちゃいけないとか、そういったような事態になることが考えられますので、それがあつかないかっていうことが一番大事なことで、今回の場合には多分そのまま引き継ぎが行われるということだと思いますので、そこは問題ないというふうに思います。

ただ、譲渡について、金額があるかないかわからないという状態っていうのは、実は質問の回答にもですね、各法人の内部事情によるものとなるため、確認しておりますというふうにはありましたが、そこはそれぞれの事業者さんと、普段それなりの接触があるはずですので、仕事を辞めざるをえない、或いはやめたということで譲渡する場合、それなりのコンタクト、内容を確認するということは必要なのではないかと私は思います。

特に、譲渡という場合、場合によっては、ただで譲渡するっていう状態はあんまり考えられないので、お金がかかるとするならば、この事業者が当初始めた時に、これは私の推測ですけど、多分、国、或いは市から補助金、もしくは交付金というのでしょうか、そういったものが出ているはずですよ。

ということは、自分たちが出す資金とそういう補助金等を加えて、施設を作っているわけで、それを譲渡するという時に、少なくとも、直接担当しているのが当局であれば、その事情等について、ある程度ヒアリングするというのは、必要なことじゃないのかというふうに思います。いかがでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

まず委員がおっしゃられたように、まず第一義的に私たちが確認するのは利用者保護の観点になりますので、まず利用者の処遇に影響がないかどうか、職員が今まで通り引き継がれるのか、体制がどうなのか、或いは、経営母体が変わることによって、契約の金額が変わってしまうのかどうか、そういったような類のことはまず確認をいたします。

その上で、あと補助金の話もありましたけれども、まずこの2事業所については補助金は動いておりません。補助金に関係している事業者さんについては当然のことながら、それを引き継ぐ、引き継がないということがございますので、それは確認をいたします。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。引き続きですけれども、補助金に関係していなければ、それはそれでもちろん結構なんですけれども。

であれば、少なくとも仕事をやっている施設が、辞める、辞めない、そういうことについては、情報をキャッチして、それなりのコンタクトをするというのは、むしろ行政側として私は必要なことじゃないかというふうに思いますので、なるべくコンタクトされて欲しいなと希望いたします。以上です。

(会長)

ご意見ありがとうございます、おそらく、法定といいますか。確認しなければいけないこと、特に利用者保護の観点とおっしゃいましたけれども、それは必ずやっていたらいいと思います。

一方で国からも事業所の、できるだけ事務負担軽減ですとか、手続きの簡素化っていうのは、いろいろな部分で進めるようにということになっているかと思っておりますので、しかしながら、何らか接触するときに、理由が把握できたりすると、より利用者保護の裏がとれるのかもしれないので、できる範囲でそういうこともご確認いただくと安心だとは思っています。

では〇〇委員お願いします。

(委員)

ただいまの意見についてですが、基本的に介護保険法上は、利用者と事業者の直接契約ということになりますので、基本的には契約に基づいて事業者側が利用者に対して事業譲渡なりなんんりの説明責任を負うということになります。

その次に、利用者側がこれに不服だというようなことにするならば、この契約行為に基づいて開示請求なり訴訟を起こすことも可能、次に指定権者との関係でいうと、課長が説明されたように、あくまで指定権限に則って事業者指導の一環として利用者保護の観点から解決するということがありますが、ただ、難しいのは、民民の契約、利用者、事業者の直接契約において、行政がどこまで関与できるかということについては、なかなか難しいことがあるので、今課長は直接言われませんでしたでしたが、基本的には指定基準に則って、利用者保護の観点から指導監督するというのが普通の流れかと思います。それを前提に進めていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。よくわかりました。

では、もう 1 点質問させていただいたことについてちょっとお聞かせください。

質問事項一覧の 6 番で、ケアマネジャーの充足状況についてお尋ねをさせていただいて、数字はご回答でわかりました。

このことの意味といいますか、今後どのぐらいこの松戸市の現在 2023 年時点に、ケアマネジャーが逼迫しているのかとか、何かしらすで起こっている困りごとがあるのかとか、今後も一定程度予測、推計も可能だと思いますけれども、一体どんな善後策を講じていく必要があるだろうかということの基礎的な議論ができてるとよいのではないかと思います。

現場を担っている〇〇委員、ぜひお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

おっしゃっている通り、3 分の 1 の事業所がゼロで回答を出しているということのお答えになるかどうかわからないのですが、現実問題、やはりケアマネの持てる人数、それから勤務体系、非常勤であれば、週 4 日、常勤の持てる人数から換算して、何名というふうになりますので、その辺で一律ではないです

けれども、2000年の介護保険が始まったころから見ると、21年経ちまして、50代だったケアマネさんも70代になります。そういう高齢化のところも一つの要因と考えています。

また、対象者ですね、支援をしなければいけない対象者もですね、以前のように、医療と介護だけを見るだけではなくてですね、その方が障害サービスを用いたり、またその方のご家族の問題なども含めてですね、現在ケアマネがケアマネジメントしている方々は、様々な問題が多く関わっているために、ケアマネ自身もですね、常に忙しくてあまり連絡が取れないじゃないかというお叱りのお言葉も受けていたりしているのが現状です。それを含めるとやはり2025年のケアマネ難民が出るんじゃないかという、そこも含めてですね、介護支援専門員協議会としても、魅力あるケアマネさんのイメージをさらにアップしていければいいかなというふうに考えています。これは私たち協議会への課題だと思っています。

後ですね、独立して、ケアマネ事業所だけで採算をとるとするのは、とても困難な状況にあるのが現実問題です。要支援の方だからといって、その方に対応する力というのは要介護であっても要支援であっても私は同じだと思っています。要支援の方の支援費はとってても低いように思うんですね。

その辺も含めて、もう少し支援費も上げていただけたら、独立した居宅の事業所として採算が取れるようになるんじゃないかなというふうには思っているのです、この辺も含めてお願いしたい項目だと思います。以上です。

(会長)

現場の生の声を聞かせていただいてありがとうございます。

もちろん2000年当時よりは状況が難しくなっている、複雑化していることは確かだとは思いますが。結果としてケアマネジャーへの負担が増えているということも確かだと思えます。

ですので、例えば電子化できることを電子化するとか、そういう出来る努力はもちろん事業者としてもやっていただきたいです。

今お話のあったように、予防の報酬が低いというようなことは、これは国レベルの話ではありますけれども、実際に聞き及んだところによりますと、他の市町村で、市外のケアマネジャーも含めて市民のケアプランを立てていただいたら市の独自の上乘せがあるという、そんなことをやっていらっしゃる自治体もあると伺いました。

一体どんなことをするとこの危機をクリアできるのか、事業者としてできる

ことと、市として考えられること、この 1 回でももちろん答えは出ませんが、継続的に議論する価値のある大事な話だと思います。

事務局の方でも、ぜひ計画に向けてご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

(会長)

他にご意見等ございますか。無いようでしたら、議題 1「地域密着型サービス事業者等の指定等について」を承認したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 1「地域密着型サービス事業者等の指定等について」は承認されました。

(会長)

続きまして、議題 2 資料No.3「令和 5 年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」

議題 3 資料No.4「令和 5 年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」、これらが内容に関連があることから、2 つの議題について、事務局からまとめて説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

議題 2 資料 No. 3「令和 5 年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」、ご説明いたします。

はじめに、令和 5 年度の運営方針については、令和 2 年度に策定された「いきいき安心プランⅦまつど」に基づいて決定しております。「いきいき安心プランⅦ」については、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間の計画であることから、この 3 年間の運営方針については、大きな変更を加えていないことをご了承ください。

また、基幹型地域包括支援センターについては、市内 15 箇所の地域包括支援センターの後方支援が主な業務であることから、それに沿った運営方針を策定していることを始めに申し添えます。

事前に配付いたしました資料 No. 3 のうち、赤字になっている部分が令和 5 年度運営方針から変更する予定の箇所でございます。本日は時間の都合上、特に説明が必要と考えられる箇所についてのみ、ご説明いたします。

はじめに、この運営方針では略称の定義として、前年度から引き続き、基幹

型地域包括支援センターを「基幹型包括」、地域包括支援センターを「地域包括」としております。なお、固有名詞には略称を使用しておりませんので、ご了承ください。

1 ページから 2 ページをご覧ください。「3 業務共通事項の実施方針」の「(1) 事業運営体制の充実」⑨について、令和 4 年度までは「新型コロナウイルス感染症の拡大下における業務の取り組み」のひとつとして、実施方針に掲げておりました。感染症対応に関しては 3 年目を迎え、今後、感染症対策はもとより、オンライン活用についても標準化されていくことを鑑み、この項目は運営体制の充実として方針に加えることといたしました。

次に「(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成」①について、合同研修会の主催が基幹型包括である旨を記載いたしました。また、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師の 3 つの職種別に開催される専門部会については地域包括が主催し、基幹型包括の職員は部会への出席と助言を通して地域包括の能力向上に寄与する役割を担うこととしております。

続きまして、3 ページをご覧ください。「4 個別業務の実施方針」 「(1) 総合相談支援業務」③について、相談支援の質の向上を目的として、今年度より基幹型包括と地域包括の間でレビュー会議やカンファレンスによる事例検討を実施しております。令和 5 年度においては、今年度実施した内容を踏まえ、より効率的で効果的な検討が出来るよう、運営方針に明記いたしました。事例対応において、相談や支援を必要とする方々により良い形でアプローチできるよう努めてまいります。

続いて、(2) 権利擁護業務の 4 ページ、⑥をご覧ください。高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応を目指し、日常生活圏域ごとに虐待事例の分析を行い、圏域ごとにどのような特徴があるのか、データの蓄積を実施することといたしました。このデータ蓄積は令和 3 年度から開始したものです。今後も引き続き年度ごとのデータの分析と蓄積を行い、養護者支援や虐待防止の啓発に活用してまいります。

続いて、5 ページをご覧ください。「(7) 認知症総合支援業務」④について、警察から提供される「徘徊高齢者情報提供書」の分析を現在、認知症研究会にて開始したところでございます。基幹型包括としましては、この分析の実施に助言等を行い、提供書の活用を進めてまいります。

6 ページ、「(8) 生活支援体制整備事業」①についてです。生活支援体制整備事業の実施については、来年度、第 1 層のコーディネーターを市役所庁内に、第 2 層のコーディネーターを各地域包括に配置する予定です。来年度の業

務実施に関して、これまでの不足する生活支援・介護予防サービスの開発だけでなく、高齢者の社会参加を促進する観点から、役割を持った形での社会参加として「就労的支援」の役割も担います。

また、コーディネーターには認知症地域支援推進員の役割も併せて担うこととしております。そのため、項目内には「生活支援コーディネーター」と記載しておりますが、これまでの役割に加え、就労的支援・認知症支援の活動も行う、3つの役割を持つコーディネーターとして活動する予定です。基幹型包括としては、この後方支援として第1層・第2層の連携を図ってまいります。②につきましては、住民主体の取り組みと高齢者支援連絡会への必要時支援に関する部分の表現を若干修正しております。

なお、生活支援体制整備事業の運営方針につきましては、令和5年度松戸市予算が松戸市議会の承認を得られなかった場合、内容を変更する可能性がございますので、ご了承ください。

以上が、令和5年度基幹型地域包括支援センターの運営方針の主な変更点です。これをもって、議題2 資料No. 3「令和5年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」の説明とさせていただきます。

続きまして、議題3 資料No. 4「令和5年度 松戸市地域包括支援センター運営方針について」ですが、全ての項目が先ほどご説明した「資料No. 3 基幹型包括の運営方針」の修正や追記に合わせて変更を行ったものです。そのため、変更点についても、資料No. 3の説明と重複するため、割愛させていただきます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

単純な質問なんですけれども、基幹型地域包括支援センターの運営方針の最後のページ、6ページですね。ここに出ています(8)生活支援体制整備事業、この中で、高齢者が役割を持った形での社会参加の促進、その体制を進めるとのことですが。具体的にはどのような就労的活動を紹介しようかというふうにお考えなんですか。

(会長)

それでは事務局お願いします。

(地域支援担当室長補佐)

役割のある形での就労とは具体的に例えばどんなものかというご質問だったかと思います。

例えば、これまだ始めていないので何とも言えないんですけども、例えば農家さんの方で、野菜の皮むきがある一定の時期急遽多くなると、一方で、時間にちょっと余裕のある高齢者の方がいた場合、こういった方をマッチングして、1日野菜の皮むきしながら、お茶飲みながら、おしゃべりしながらですね、役に立つという形で1日を過ごし、これによって介護予防等ですね、図っていくといったことも考えられますし、あと民間企業等ですね、こういったところがもし協力して、受け入れてくれるということであれば、そういったところで、例えば自動車販売店で洗車をするとか、公園の掃除をするとか、いろんな役に立つ社会参加という形があったと思うんですけども、そういったものがどういったものがあるか、模索しながらマッチングをしていくという事業になってくるのであろうかと想像しております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。委員よろしいでしょうか。

(委員)

実は近所にもですね、時間を持て余している年配者が結構います。早い話がぐだぐだしているということで、そこでもし言うならば働くということは、単純なボランティアではなくて、若干なりともやっぱり報酬が出るような形が望ましいかなというふうに私は思います。その方向で、例えば今話の出た農家の方へのいろんなお手伝い、これは農家の方々もかなり高齢化していることは確かで、働き手がいないというのはもう今や皆がよく知っているもので、そういった方々の手伝いができれば一番いいかなというふうに思いますので、ぜひそういう内容を、ターゲットを探して、それを市民に紹介するというのもってやっていただきたいなというふうに希望いたします。

で、引き続き二つ目の質問なんですけども。よろしいでしょうか。

(会長)

はい。お願いします。

(委員)

米印で入っておりますけども、予算が市議会を通ることが前提ですということなのですが、これは介護保険全体の予算の中でやりくりするものとは違うのでしょうか。私のイメージでは、介護保険全体の予算の中に入ってくるのかなというふうに思っております、介護保険の予算そのものが非常に大きな金額ですから、その中の個々の事業が、もちろん無駄な事業は別ですけども、それなりの意味のある事業が提案される時にそれが否決されるってことはあんまり無さそうな気がするんですけども。どんな予算の分類になっているのかということについて、教えていただければありがたいと思います。

(地域包括ケア推進課長)

ご質問ありがとうございます。

基本的には介護保険の中の地域支援事業の一つとして、生活支援体制整備事業というものがございます。おっしゃる通り、介護保険料の部分というようなところになります、重層的支援体制整備事業として、一般介護予防支援事業の中に位置付けて、一般会計の方に繰り出しをしているというような事業になります、基本的には介護保険の地域支援事業になりますので、介護保険料の方で賄われる事業となりますので、金額的にすべて一般財源から投入されるという事業ではございませんので、ただ、まだ予算的には、しっかりとお伝えできる予算というのが、議会を通して承認を得て、それから世に出るといふか、というようにところで事務的に書かせていただいておりますが、削られてしまふとか、一般財源から投入されるというような性質のものではございません。以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

質問ですがよろしいでしょうか。

(会長)

お願いします。

(委員)

生活支援コーディネーターについてなんですけれど、資料の4の(8)の①で生活支援コーディネーターを地域包括に配置するというふうにありますけれど、今までも生活支援コーディネーターはいたと思うんですね。

実はですね、小金の北部地区で、今までいた生活支援コーディネーターの方と一緒に、包括も一緒ですけれども、独自に地域単位でサポートし合う、ワンコインサービスっていうのを始めようとしている矢先なんですね、今実験的に少し始めているんですけれど、ただ、今回、生活支援コーディネーターを地域包括に配置するというふうになりますと、今まで一緒にやってきたコーディネーターさんではなくなるということになりますか。そうすると、こういう今やっとなりかかっている事業がおそらくできなくなっていくそうなんですけれど、その辺のところは、今までのとの継続性をどういうふうにお考えでしょう。

(会長)

では事務局お願いします。

(地域支援担当室長補佐)

生活支援コーディネーターでは、今委員におっしゃっていただいたように、現在も配置しているところですけども、NPOの方に委託で今行っております。

これを来年度、予算がつきそうということで、各地域包括支援センターの方に、今15包括ありますので、1名ずつ配置を考えております。

当然、今までの関係性ですとか、その辺の部分っていうのがなかなか事務的な仕事と違い、引き継ぎ、顔つなぎですとか、そういった部分も必要かと思えますので、今このコーディネーターの職とは別にソフトランディングできるように、NPOの方とも今話をしながらですね、一人工をうまくソフトランディングできるように職を配置できるように考えておまして、うまく地域の顔つなぎですとか、そういったところをできるようにしていきたいとは考えております。以上でございます。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

その辺のところは十分な配慮をお願いしたいと思います。生活支援コーディネーターをいきなり地域との繋がりがないところで、いきなり配置すればいいという問題ではないと思うんですよね。そこら辺のところは、つつい行政側は、はい 1 名専従おきましたっていう形になってしまって、具体的な進みがそこで足止めされてしまうようなことが起きているので、やっぱり十分な配慮をしてほしいというのがお願いですね。

(会長)

ありがとうございます。

貴重なご意見ですので、ぜひそれを含んで来年度以降施策としていただければと思います。その他よろしいでしょうか。

では〇〇委員お願いします。

(委員)

この地域包括支援センター、つい去年だったと思いますけど、すごくいいと僕は思ったんですよ。

なぜかという、あそこで認知症の講演会がありましたね。そこに 1 週間ぐらい自分で通って行きました。コロナ対策をきちんとしていて、ちゃんと休憩時間も取って質問時間も取ってやってくれました。僕はすごく満足して家に帰ってきました。ひと月半ぐらいしたら、多分担当の職員さんでしょうね。前回のイベントへ参加していただいてありがとうございました、その後の体調はいかがですかというね、すごくやさしい言葉がきたんですよ。僕はそれで感激しましてね。やっぱり市の職員さんも、我々の方見てくれているんだなということがそこでわかりました。なんでかというやはり、我々もそうなんですけど、何かあったときに、特にコロナの場合でなんですけど、やっぱり第 1 に市が頼りなんですよね。ただ、市を頼りにしているときに、何かあったときに敷居が高いと、一步引いちゃうっていう部分が結構僕あると思いますんで、それは今後ともですね、地域センターの方にいろいろ厳しいことあるとは思いますが、お願いしたいなと思っています。

それから今〇〇委員からもさっきちょっとお話がありました。

シルバー人材センターのことなんですけども、あれはね難しすぎる。見てると、植木を切るやつだとか、それから駐輪場の監視員とか、やっているじゃないですか。それ、もちろん必要です。やめろとは言わないんですけど、もっと今〇

○委員言われたように、家回ってみると、何か仕事ができるっておじいちゃんおばあちゃんいっぱいいるんですよ。そういう人たちを、組織化して、そこで例えば、ちょっと今回松戸やばい事やっちゃいましたけど、ああいうことを防ぐっていう部分が出てくるんじゃないかと思うんですよ。

自分がやっぱり自分の子供や孫を世話した経験、これはもう何にも変えがたい。誰にもできない。いくら職員さんがね、勉強してやったとしても、実践とはかけ離れた部分がいっぱい出てきますから、そういう時にどういうふうにしたかっていうノウハウをいっぱい持っていますから。そういう人たちを、もう一度職場に、第一線に復帰させてもらうというふうな形でね、それはもう毎週とか毎日ではないんですよ。何日に一回とかありますけど、そういう道を作っただけだと、やってくださいって言われた本人も仕事ができるわけですから、健康に注意するんですよ。明日保育園行くんだけど風邪ひいちゃいけない。そういうところまで踏み込んでやっていただけると僕はいいと思うんですよ。

あれ見てると、パソコン教室とかあるんですよ。そんなのいらないですよ。そんなの民間にやらしておけばいいんだから、やっぱりそういう形でのね、もっとやり方をやっていただいて、家にいる60、70の人達が第一線に出てきてもらって、やっていただくっていう道を開くっていうことも結構かなと僕は思いました。すみません。

(会長)

ありがとうございます。今のご意見はぜひこの運営方針に限らず引き続き進めていただければと思います。

では〇〇委員お願いします。

(委員)

質問というよりは意見なんですけども。

先ほど会長の方から定期巡回随時対応型訪問介護看護を行っている利用実態についてご質問がありました。

これと同様にですね、この生活支援体制整備事業についてなんですけれども、介護予防日常生活支援総合事業については、平成26年の法改正からも一定期間が経過しておりますし、今後第9期の介護保険事業計画の策定に向けて、一定の検討が必要だというふうに考えております。特に従前相当サービスとかそれ以外のサービスの事業内容効果について、タイアップしていく必要があるのかなと思ってるところです。

特に第9期につきましては、2025年が期間中に入りますので、団塊の世代が75歳を超えますので、特に松戸市においても単身世帯、高齢者世帯が増えていくという状況を鑑みますと、やはり従来の介護ということだけではなくて、この生活支援、要生活支援というところのニーズが高まってくると思いますので、先ほどご発言がありました生活支援コーディネーターの配置についても、手厚くなることはいいことなんですけれども、具体的に地域の中でどういうニーズがあって、どうコーディネートしていかなきゃいけないかということになりますので、ぜひこのニーズ把握ということについては、今年度介護保険事業計画の準備のために様々な調査がされると思いますので、そういう中の一環として、実態の把握を進めていただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。では〇〇委員お願いします。

(委員)

今回いろいろと包括関係でちょっと本題から外れるような内容でお話をさせていただいたんですけども、今回の内容を見ておりますと、主に重層的な支援というところに重点を置いていると思うんですね。それから国が進めている虐待の関係について重点に入れ込んだりだとか、比較的、国が進めているような方向性のものが相当入ってきているということは認めざるをえないと思っています。

ただ、一点先ほどから皆さんがおっしゃってるように、生活支援整備体制の生活支援コーディネーターの関係なんですけども、今国で言われてる重層的支援の中には、極力地域は地域にお任せなさいという意見等も出てまして、あんまりそこは、極端に行政が突っ込まないことも肝心だということが書かれています。ですので、さっき委員が言っているようにですね、地域でいろいろ進めているものがあれば、それはそれで生活支援コーディネーターさん活かしながら、そこをバックできるような形でのものができ上がっていったほうがいいんじゃないかなということは今意見として言わせていただきたいと思います。これについて批判しているものではございません。以上です。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見等ございますか。

それでは無いようでしたら、まず議題2「令和5年度松戸市基幹型地域包括

支援センター運営方針について」を承認したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 2「令和 5 年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」は承認されました。

つぎに、議題 3「令和 5 年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」を承認したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 3「令和 5 年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」は承認されました。

続きまして、議題 4 資料No.5「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」を議題といたします。

なお、公平性に万全を期するため、関係する委員は該当する項目について一時ご退席をしていただきます。

(委員 退席)

(会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

議題 4「常盤平団地地域における地域包括支援センター委託事業者選考結果について」ご説明させていただきます。資料 No. 5 をご覧ください。

1 ページをご覧ください。「令和 5 年度 地域包括支援センターの選考経緯」についてです。

令和 5 年 3 月 31 日をもって、現行の 15 地域における委託型地域包括支援センターの委託期間が満了となることを受け、令和 4 年 6 月より 15 地域に対する公募を実施いたしました。

本公募の結果につきましては、第 3 回松戸市介護保険運営協議会にてご報告させていただきました通り、常盤平団地地域を除く 14 の地域につきましては、8 月に実施いたしました選考委員会を経て、11 の法人を採択しております。しかし、常盤平団地地域につきましては、法人からの応募はあったものの、選考委員会にて基準点に至らず、不採択となっております。

次に 2 ページ、常盤平団地地域における委託事業者の選考についてです。常盤平団地地域につきましては 10 月 11 日より 20 日間に向け、再公募し、1 法人の応募がありました。

しかし、11 月 29 日に実施いたしました選考委員会にて基準点に至らず、再度不採択となりました。この結果を受け、常盤平団地地域の現受託法人であります「社会福祉法人松栄会」に対し、令和 5 年度以降の受託の可否についての協議を行い、常盤平団地地域の受託に向けた提案書の提出等があったことから、2 月 8 日に開催致しました選考委員会にて、厳正なる選考の上、採択となりました。詳細につきましては、本日追加でお配りいたしました、参考資料 No. 5-1 の資料をご確認ください。

これの採択を受け、引き続き令和 5 年度 4 月 1 日からの事業実施へ向け、指定介護予防支援事業所の指定更新の手続きを含め進めて参ります。

ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、願います。

(会長)

無いようでしたら、議題 4「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 4「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」は承認されました。事務局は退席した委員へ、入室を指示して下さい。

(委員 入室)

(会長)

最後にご意見・ご報告事項はございますでしょうか。

(会長)

よろしいでしょうか。では、これで本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

(司会)

会長、ありがとうございました。

本年度の介護保険運営協議会は本日が最後となります。ここで、福祉長寿部長よりごあいさつを申し上げます。

(福祉長寿部長)

本年度、介護保険運営協議会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。今期、各委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症における予防対策として、一部をオンライン会議とした本協議会へのご協力を賜り、毎回熱心にご議論をいただきました。

また、忌憚のないご意見を頂戴し、この協議会をより発展的に進化させていくためのお知恵を頂くことが出来、改めて感謝を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、来年度も引き続き、本市の介護・高齢者福祉行政に様々な機会でお力添え賜りますよう、改めてお願いを申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

最後に、事務局から連絡事項がございます。

次回の開催につきましては、5月25日(木)午後2時から、会場をゆうまつどにて予定しております。会場がいつもと異なりますので、可能な限りオンライン出席にご協力いただけますと幸いです。

市役所駐車場に車でお見えの方は駐車券を処理いたしますので、職員にお申し付けください。

以上をもちまして、令和4年度第4回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。